平成２１年（フ）第９１号
山口県熊毛郡平生町大字佐賀3352番地の７
債務者　二反田和憲
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第９３号
山口県岩国市通津1117番地185　第２浪の浦２―404
債務者　田村　坂代
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１０７号
山口県柳井市片野西2192パルハイツ101、住民票上の住所山口県熊毛郡上関町大字室津1791番地21
債務者　砂田　由美
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第２１８号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲425番地４
債務者　中島　正彦
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２１９号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲425番地４
債務者　中島　律子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２２０号
佐賀県武雄市山内町大字三間坂甲12838番地プレコ三間坂303号
債務者　濱野　江理
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２２１号
佐賀県杵島郡白石町大字戸ケ里2236番地３
債務者　山口　敏子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１９７９号
愛知県小牧市外堀２丁目115番地　ヴァンベール外堀102号
債務者　今里　正春
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０７９号
名古屋市中川区吉良町10番地の８　シティファミリー吉良Ｂ棟501号
債務者　板倉　悦子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１４５号
名古屋市千種区城山町１丁目47番地の７　瑞松苑１Ｗ
債務者　髙木　和美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７７５号
北九州市小倉南区大字石原町453番地
債務者　川原　　誠
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８５７号
北九州市門司区泉ケ丘12番３―201号
債務者　中堀　順市
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９１２号
北九州市八幡西区田町１丁目７番13号
債務者　辻村真砂美
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９５３号
北九州市八幡西区大字本城3400番地メゾンド本城Ａ―201
債務者　今山　健太
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９５６号
北九州市八幡西区若葉２丁目10番９号
債務者　大金由美子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９５７号
北九州市小倉北区高峰町７番12―605号
債務者　伊藤　まよ
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９５８号
福岡県中間市桜台１丁目11番１号
債務者　梶原　京子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部